

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 産地生産基盤パワーアップ事業の項補助要件の欄中「産地生産基盤パワー
アップ事業実施要綱(令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命
通知)」を「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付
け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)」に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月1日から施行する。